

○昭和三十五年郵政省告示第十七号（時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八條の二及び第三十八條の三の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を次のように定める。</p> <p>一 時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局の種別及び省略できるものの範囲</p>					
十六	船舶局であつて、A二D電波又はA三E電波二六・一	無線局の種別	十六	船舶局であつて、A二D電波又はA三E電波二六・一	無線局の種別
一〇十五	(略)	省略できる時計、業務書類等の範囲	一〇十五	(略)	省略できる時計、業務書類等の範囲
十六	無線業務日誌(2)		十六	無線業務日誌(2)	

MH_z を超え二八 MH_z 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の無線設備、H三E若しくはJ三E電波二六・一 MH_z を超え二八 MH_z 以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の無線設備、A二D電波又はA三E電波二九・七 MH_z を超え四一 MH_z 以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の無線設備、A二D電波又はA三E電波一五〇・〇五 MH_z を超え一五四・七 MH_z 以下若しくは一五七・四二五 MH_z を超え一五九・三 MH_z 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の無線設備、F三E電波一五六 MH_z を超え一五七・四五 MH_z 以下若し

MH_z を超え二八 MH_z 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の無線設備、H三E若しくはJ三E電波二六・一 MH_z を超え二八 MH_z 以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の無線設備、A二D電波又はA三E電波二九・七 MH_z を超え四一 MH_z 以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の無線設備、A二D電波又はA三E電波一五〇・〇五 MH_z を超え一五四・七 MH_z 以下若しくは一五七・四二五 MH_z を超え一五九・三 MH_z 以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の無線設備、又はF三E電波一五六 MH_z を超え一五七・四五 MH_z 以下若し

二・三 (略)	十七 二十一		くは三五一・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の無線設備又は簡易型船舶自動識別装置のみを有するもの(レーダー、無線方位測定機又は遭難自動通報設備を備えるものを含む。)	
	(略)			
二・三 (略)	十七 二十一		しくは三五一・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の無線設備のみを有するもの(レーダー、無線方位測定機又は遭難自動通報設備を備えるものを含む。)	
	(略)			